

Title	聖諭廣訓に就いて
Author(s)	狩野, 直喜
Citation	懐徳. 1959, 30, p. 1-13
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/90335
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

狩 野 直 喜

げて、追慕のたよりとする次第である。 の事が思ひ浮べられると共に、先生の御高見によつて我々の豪を啓くことが出來る。そこで敢てこれを卷頭に揭 とすれば、とうていこのままで印刷することはゆるされないであらう。 あつて、用字も假名づかひも句讀點も整へておられず、また三、四箇所に缺文もあつて、 に極めて慎重で、容易には印刷に付することをゆるされなかつた。本稿の如きは、先生の講演の際の手びかへで 正十五年十一月六日、 生の遺稿の中から、この一篇が發見されたので、特に御遺族に請うてここに掲げることにした。この一篇は、 本堂のもとの顧問狩野直喜先生が、 懷徳堂恒祭に於ける先生の記念講演である。人も知る如く、先生は御見解を發表されるの 館を捐てられてから、早くも本年は十三回忌を迎へる。たまたま最近、 讀書諸賢には、 何卒その意を諒とせられたい。 しかし今日これを讀むと、そぞろに當時 (編輯者) 若し先生にお願ひした 大 先

の一書、大阪の書林によりて飜刻され 懷德書院が幕府の允許を得て、大阪に建置されし享保十一年を距る事凡そ六十三年後、 卽ち天明八年に、 聖諭廣訓

本書の扉に、 星文堂・小雅堂梓行とあり、 「慶長以來書賈集覽」によれば、 共に大阪高麗橋一丁目にありし書林な

聖諭廣訓に就いて

はる。 告でもされしか、 曾谷學川と申して、當時篆刻家として知られ、又學問も可なりありし人が肝煎をなし、 だ之を喜ばれたりし事其序に見ゆ。又序によれば此書の飜刻につきては、大阪の賈人刻費を捐て、又其事に關しては 而して當時書 したかといふ事を述べむと欲す。 本書及ひ之れに關聯して享保時代に於いて飜刻されたる六論衍義の事に及び、儒學が庶民教育につき何如なる用をな し由見ゆ。 今日は懷徳堂創立二百年に當たり、 竹山先生は全く飜刻には相談を受けず、唯序文のみを書與へられしか、 院の教授たりし中井竹山先生之れに序し、 其邊の處は分り兼ぬるが、兎も角此書の飜刻に就きては、 先師儒を本堂に於いて祭られることであるから、 其書が風を移し俗を易ふる上に於いて力あるべきを述べ、 非常に同情と興味を有せられしやうに思 將亦飜刻に就きて、 序文の依賴亦此人を价したり 温故知新の意味合を以 右の買人に勸

聖論廣訓と申します。 接これが世話をせぬ。 單に六個條の實行の德目を指示す故に、 0 を十六箇條に分けて申述べられて居るからである。それを次代の天子、 熙帝の下したるものは單に 臣民に下されたる教育敕語 に於いて下されたる教育敕語は、 さてこの 訓が一つ。 中國に入り北京に鼎を定められたる世祖 「聖諭廣訓」と申すは、 天に代はると申す事は天は人類を生じ、 勅 語 又其敷衍されたる文字の敷が、正に一萬である故、「萬言論」とも申す。 其世話人として聰明睿知衆に拔くものを選び之れをして億兆の君師となり教養を掌与しむ。 の趣意は則同じく唯辞略の差あるのみなれども、 「聖諭」とも又「聖諭十六條」とも申します。それは聖祖の勅語中、 即ち臣民の率由すべき道徳の標的を示したるものにて、 猶其外に今一つあり。それは前にも一寸申述べたる六論といふものにて、 清の聖祖、 六縁といふ。 即ち俗に稱する康熙帝と世宗卽ち聖祖の子にて俗に稱する雍 (即ち順治帝、 又之れに仁義五常の徳を授け玉へども之れを生づるのみに 一體支那に於いて天子といふものは、 聖祖の父) が順治九年に下したるものにて、 悉しく分へて言へば二つある譯であるが、 雅正帝が各條につき其意味を敷衍されたから、 極めて大切のものであるが、 天に代はりて職務 結局聖諭が一つ。 臣民の實践すべき行 滿洲 を行 れは が 又 简

相大臣にも至るべし。 然にそうゆう階級が出來て來るもので、讀書人以上を士といふ。讀書して、 されたものではあるが、其目標とする所は下層の階級即ち一般庶民の教育なきものが主であつた。 子が臣民に下したる勅諭としては何如にも物足らぬ感も致す譯なるが、元來この勅諭なるものは、 各安』、生理。第六、無、作』非爲。といふ六條である。此の六論の敎ふる所は誠に平凡で、誰れにも分り極つたことで、天 二月に六論なるものを出した。六論とは第一、孝"順父母。第二、恭"敬長上。第三、和"睦鄕里。第四、教"訓子孫。第五二月に六論なるものを出した。六論とは第一、孝"順父母。 にする事を務めたものである。それで前に申す如く、世祖が已に鼎を北京に定め、天下漸く緒に就くに及び、其九年 漢民族より起らざるも堯舜禹湯以來相傳の道統傳統を受けたものである。換言すれば正統の天子である事を殊 りて帝王となつても、 るや、此の理想が必ず振作力行さるべき筈になつて居る。此れは天子が漢民族より起ろうが、又他の民族が中 ち易姓といふは天子が此の理想を行ふこと能はず、或は其政治が此理想に反するより起る事にて、一姓仆れ、 理想は、秦漢以來、 り天子に與へられたる大任にして、百僚有司なるものは必竟之を助けて其大任を完うせしむるものである。凡そ此 的生活であれども、 活を完全ならしめずして道徳的精神的の生活のみを責る能はず。それで兩者孰れが貴きかといへば、それは勿論道 やうに致す事なるが、此の道徳的精神的の生活と、物質的の生活とは互ひに相待ちて行はるるものにして、物質的 とは天が人に付したる仁義五常の徳を完全に發達させる事、 社會の階級に於いて讀書人と讀書せざるものとの大なる差別あり。 の階級があつて、 易姓は常に有れども、天子が政を爲すの理想に於いては毫も殊なる事なく以て前淸に及べり。 其順序よりすれば物質的生活先に居る。この兩面的を完全ならしむるを教養といふ。兩者は天よ 宰相大臣は官であるが其身分をいへば是れ士なり。 毫も變る所なく、寧ろ前淸の如く漢民族にあらざるものの內から帝王が出た場合には、 衆庶は士の階級に入る事を禁ずるといふ事はないが、 養は仰養仰畜上に於いて遺憾なく、一夫の其處を得さる 此れは勿論人爲的に極めたものではない。 其以下は衆庶である。併しこれは何も人爲 知徳を礪き科擧に應じて仕官すれば上宰 種種の原因よりして書を讀むもの 一體支那に於い 勿論一般臣民に下 更に 己れ 他姓起 É

王章)。 るものを選び、 清は中國に君臨して、 それは世祖 を指示したるものが、 を下す必要がない。 天下の道、之れに盡きてゐるから、 分り安き様の註釋書を作るものがあつた。其一と思はるるものに范鋐といへるものの作つた「六論衍義」といふもの のでは、 0 の聖諭廣訓の條に述ぶる事とし、 建に至り此書を見、 があつて、 ことを室鳩巢に命ぜられしも、 吉宗公之を覽て其教化に益あるを思ひ、 勅 語 享保六年に板出來たり。 庶民に納得さする事は出來ぬ。さればといつて、 を普及さすることに力を用ひ、凡そ每鄕每里に木鐸を備付け、 世祖が其六論を其儘採用し又之れを普及する事につき、 之を刻したりしが、 何 の作つたものにあらず。 の用も爲さぬので、 此れが我國に傳はつた。 每月六回、 唯必要なるは、 內容もよいが衍義が俗語を用ひてあるから支那語を學ぶに便なりとて、 總べて前明の制度を蹈襲したが、教育勅語まで全く之れに由りしを知るべし。 此の六論である。さてとの六論は前に申す淸の世祖が初めて作りしものと信ぜられて居たが、 木鐸をならし、この六の題目を觸れ廻はすることなどあつた(大明會典卷二十、 而して彼等士人の讀書といへば、申すまでもなく六經孔孟の教であつて、 其本鹿兒島へ傳はり、 而して其明年卽ち七年に鳩巢之により邦文に飜譯し、六論衍義大意といふ。 當時の地方官などで、民衆教化事業に心を用ひたるものは、 俗語は能く讀不申、 此には申しませぬ。一體此の六論は今申す如く題目にて、 天子たるものは教育を盛にして、人材を作りさへすればよいので、 明太祖のとき教民榜文を作つたが、 書を讀まぬ階級即ち理屈などの分らぬものに對し、 我國に傳はりし徑路も、 命じて之を刻せられしが、 島津侯より又之れを幕府に獻上され官庫に藏せしを、 徂徠に被仰付べしとありしが、 經書の文句などを引用し、 實に不思議にして、 制度の上について、 原文の儘にては讀めぬ故に、 其地方の老人とか、 其題目は世祖の六歳と一字を違へず、つまり むつかしき言葉を以て説明せしも 種々の施設をなしたが、 初め琉球人程順則といへるもの福 即ち徂徠に命じて旁訓をつけさ 彼に最必要なる實踐道德の目 殘疾にて家業をなす能はざ これ丈で其意味を敷衍 俗語郷語を以て、 携歸へりて 原文に傍訓を施す 修身齊家治國 明のときは、 別に教育勅 辨疑律例昭代 鳩巢の譯文 (康熙戊子寶 八代 其事は後 平易に 將 軍

世

文運 昌明の際にして、 又智識の芽する時分に、 れも町奉行役所に呼寄せ右の新刻本を與へらる。 南を業とするものの數を調らべられしが八百人に餘まれり。 將軍大に喜び、 0 6 藤東涯先生があつた。 意といふは官刻の本に校正增補を加へられたるもの、此れも京都に於いて出版されて居る。 して之を讀聞 は佐藤 流行したが、それは全く享保時代の將軍吉宗が學を崇み教化に心を用ひた結果に外ならぬ。 夥しく施したといふ事である。 .何も治蹟の見るべきことを致す力量はないが、せめて世の爲めになる事を残したいと言つて此書を澤山買つて大阪 題して大意といへり。 たるのである。 享保十六年には、 原文を其 齋の出た所であるが、藩にて前の六論衍義大意を出板して、 且其大意を會得する事を得たりと、 幕府 最後は弘化四年に刊せられたやうであるが、 しめい 親しく筆を執りて二三を訂正し、 、儘譯しても、 の命を以て長崎より海舶に托して、 且又村の蒙師に別に此本を寫して之れを童子に授けしかば、三年の内に領内農家の子粗 丽 大阪も決して之れに劣らぬ先生方があつて、 儒林の人材未だ此時より盛なるはなし。 して此に注意すべきは、 又此れを今一層省約したる六論衍義小意といふものが京都で出來た。又美濃岩村藩 かかる教訓書を讀まする事は、 而して當時手習の師匠をして居た石川某に御家流にて淨寫をさせ、 彼此 結局清世祖の六論行義なるものが偶然な事から我國に傳はり、 事情を異にし、 校正増補六論衍義大意の佐藤一齋跋文に見ゆ。 此時代にありて文運昌明の結果、 MŢ 彼れに必要でも我には必要なきこともあれば、 (徳川實記、 清國へ輸出され、 奉行に命じて梓行せらる。 文化中に平賀信濃守といへる人、大阪奉行であつたが、 極めて利益ある事と思ひしによる。 其内に名の聞えたるもの石川を始め十人許なりしを、 有徳院殿御實記附錄卷十)右は兒童の手習の手本となし、 卽ち東には物徂徠・室鳩巢の如き人があり、 此時に當りて懷德堂も官の允許を受けて、 之れを領地の庄屋に頒ち、 又早く西土には佚して我國にのみ存せしものが かくて當時江戸にありて兒童の手習指 學者輩出 L 何でもこの本は屢 この校正増補 かくて此書一たび出でて 其經學に關 享保時代と申せば 將軍に覽に入れ それが後世まで可 毎月朔望に村民を會 其邊は省略 ヾ能く字 ーこれ 創立 には ~訂 行義大 L 自分 を以

ば、 は、 それと同時に學問の功用、 此 敷衍したものを聖諭廣訓とい 即ち此に掲げたるものにて世祖六楡と其意味は同じけれども、之に比して更らに精密である。それは此に掲げたるも 化に重を置くべし」とて、凡そ實踐すべき道德の目十六條を置けたり。故に此れを康熙聖訓とも又十六條とも申す。 てゐないものがある。 申す如く世 出版となり、 新に板になつて彼土に送られ、 0 人を禁じて惡をなさしめざるも、 ・處と言はねばならぬ。 の十六條につき解説を致さむとするが、 如く聖祖が十六條の實踐的道德の標準を示したるものを前に述べし如く聖祖の次に出た世宗が各條に就い 首の三字、 其效時を經て絕せず。近時風俗廢頹、 必竟刑辟を犯すものの日に繁きは、 六論の方は一箇條四字づつになつてゐるが、 「朕惟 祖六諭は我國の教化上に於いて少なからぬ影響を與へたが、其本家たる清國に於いては六論の行はれたる それが教化の上に少なからざる影響を及ぼしたるは誠に面白き事であるが、それは要するに吉宗のえら 世祖の子にて、 卽ち第 ふに至治の世は專ら法令のみを以て善しとなさず、教化を以て先きとなす。何となれば法令は一時 それを法令を犯したからとて、 一條につきていへば、 かの明君德行錄などに吉宗の治世をほめてゐるが穴勝溢美の言とも言はれないのである。 即ち庶民教育といふ事にも深き注意を拂はれて、 其後を承けたる聖祖卽ち康熙帝が康熙九年冬十月に又教育に關する上論を下してゐる。 ふ。これが清時代にあつては、 大に彼學界に稗益を與へた。かくの如く學問 一たび弛むときは、 化導の未だ善からざるによる事なれば、凡そ治民の責にあるものは、 法網に觸るるもの多きを加へたが、其中には無知卽ち人間の道を教へられ 第一條は敦孝弟以重人倫とありて、孝弟を以て尤大切なる行となしたるは、 敦孝弟が行の目であつて以重人倫が其行の結果となつてゐる。 聖諭の方は七字になつてゐる。 刑を行ふは憫むべきも、さればとて之れを宥さば國憲寬にし難 依然として惡をなす。此れに反して教化によりて人心を正す時 教育勅語として非常に重視されたものである。 前に申す如き六論行義の飜刻とか大意の (爰には漢文計りについて言ふ) 而して猶之れに就いて考察すれ が高まつた。 て其意を さてかく 一層教 れ

即ち

論語に孝弟を以て仁を爲の本とし、孟子に堯舜の道は孝弟のみとあるものにて、孝弟の心を以て之れを一家より

ね。 其源あり。 孫及びこれより旁出したるものは互ひに宗族といふ也。 祖 を教へたが、第二條には家族を篤して以て「雍」睦を昭にせよといふ。宗族とは尚書の所謂九族にして、***** 相處し相助くべきものである。往々細故を以て相爭ふ、 萬二千五百家卽ち黨を二十五集めたるを鄕といふ。己の住居に尤近き區域に就き鄕黨とい 切にて、 とか七百口共食せし例などを擧げて宗族間 が往々にしてあり。 は宗族に對して篤い情を抱いて居ても、 分を忘れ、 に吉事あれば己の家に吉事あるが如く、 部分である。己、足に痛を生ずれば、それが全身に傳はるが、それと同様に宗族間は互ひに喜憂を同じくし、 りして之れを第三條に置きしなり。 人にて、宗族につぎて親しくせねばならぬ。凡そ事大小となく謙冲和平を以て相接すべきものであり、又安樂憂患共に し救恤して吳れそうなものとして常に不平を生じ、 鄉一 を第一に置けたり。 或者富者は多客にして宗族中に衣食に窮するものあれども、 曾祖 國天下に推すときは其れが仁となる譯にて、天子自ら孝をなし以て天下を率ゆ。 それほど大切のものである故. 其次は宗族、 此れに對し貧賤なるものは反動を起し、 其源を同じくするもの相集まりて此に宗族を形成する譯にて、 高祖一と上に溯り、又下に己の子一、孫一、曾孫一、玄孫一と下れば、 此の如くなれば雍睦所か全く宗族たる事を忘れ、 それから郷薫といふ順次となるので、第三條に之れに處する心得を說けり。 **独此の事に就きては後に詳述すべし。第一條は、** 第四は重農桑云々、 要子の淺薄な考に誤まれ、? 凶事あれば己の家に凶事ある如く感ぜざるべからず。 の親和團結は道徳上、極めて大切なる事を説けり。 或者は己が一人類位に上れば勢利を恃んで威張り散 種種破廉恥の事をして、宗族の名譽を傷くる事をなし、 是れは説明の要なかるべし。 天下の安泰も郷熊より起り、 雅正の

廣訓に云ふ。 解推の徳なく、或貧者多求而生觖望之思、 或は小人の讒訴によりて、 路傍の人に劣るやうになるとて、 宗族を一體と見れば己れが其四肢百體の 前は家にありて父母に事へ兄に事ふるの道 己の身は己れ一人のものにあらず。 第五此れも第四と關聯するもの 動亂も郷黨より起るとい 全體九となる。 È, 然るに實際はそう行 宗族間 此れは己の近接する人 第三條は人は家が最大 五百家を一 が水臭くなる事 高祖より下玄 己一、父一、 昔九世 或者本人 宗族の情 即ち今少 宗族間 同居、 必ず

訓に

就

等西洋傳 當時支那に播り居りし天主教に言及し、 愚氓無智のものには或程度には必要であれども、 るものを異端とい のと成つてゐる。 る生徒のみに對する教のやうにあるが、 人格を先とし、 て士たるの品位を保ち、 國家のやる事であるが、 房屋器具等務めて樸素を務むべきを誡めたるなり。 りて物資を作りても、 |習を端す事は勿論なるが、兵民等も己れが其内に居らぬから無關係なものと思はず、 協つたらば、 と断言してゐる。 體などを作り、 佛道とても善を勸め惡を懲すを目的とするものであるから、 教師を用ひて居るは彼等が曆算に通曉するを以て其長所を取るの意に出ず、 學校の重ずべきを知りて、 動を教ふるを以て又儉を教へざるべからず、蓋し勤は固より大切なる事なり、併しことに十夫より骨を折 五倫の道は何人も必ず由らねばならぬ所であつて、若し字を知らぬ百姓でも兵士でも其行ふ所五倫の道 それが卽ち士である。 文藝を後とし、 ź, 其次は黜異端以崇正學、正學とは申す迄もなく堯舜禹湯文武周公孔子相傳の儒學にて、 社會の秩序を亂り風俗を害する事あり、 結局こうなれば清朝にては信教の自由はない事になるので、 一夫の之れを濫りに費やしては何の用にもならぬ、といつて冠婚喪祭等に就き各其本分に安し、 雍 衆庶の標準とならしめるものであり、 國家が學校を設くる目的は徒に其智識を長じ又生活の方便を與ふるにあらず、 正の廣訓によれば、 禮義を守り、 己れも士たる事を希ひて、 それで彼等生徒たるものが、 必ずしもそうでない。 之れを不經と言つて居る。 釋老の如きも亦異端なりといつてゐるが、 廉恥を重じて、 此れより生ずる所の或派にありては愚氓の迷信をそそり、 第六條隆學校云々は他條とは一寸意味が違つて居る。 此等は取締らねばならぬと言つてゐる。 士習を端しくすべきである。かくいへば此れは學校に **廣訓によれば、學校は五倫の道を教ふる事が主眼に** 換言すれば其人は孝弟を以て本となし、 徳性を尚び禮義を守れよと一般的に教訓されたるも 國家が學校を設けたる意味を知り、 教として不經にして取るに足らぬが 讀書人は必ずしも之れに賴るを須ひざれども、 此れは清朝の末西洋の勢力が强く 決して其教を善いとしたもので 縦令其内に居て讀書學問をし 必ずしも佛道を禁ずるの意味 それ 徳性を涵養し 之れを重じ、 材能を末とし、 から雅 隆學校とは 朝 之れに反す 或は秘 延にて彼 IE

風俗。 には往々其業に就き日久しくして厭を生じ、舊を舍てて新を圖る。 丈の務をせねばならぬ。農たり工商たり皆然らざるはなし。夫れ身の習ふ所を業とし心の向ふ所を志となす。 には本業とせず。 可といふ事を述べたるが此條の主旨なり。 の善悪の分るるは其幼時にありて父兄の注意すると否とにあり。 教化を掌る事 人の同じく具ふる所なれば、 之れを犯かさざるやうに心を用ひざるべからず。凡法律は其條文多しと雖、 以儆愚頑、 末に聖諭廣訓を白話體に譯したるものを見れば、 茍 なるに從ひ議論が面倒になつて來た。この廣訓の一節を删去らねばならぬといふことも言はれたが、さればといつて、 、も祖宗の出したる教育である以上之れを删去する事は萬萬出來ぬので其儘になつて清朝の亡ぶるに及んだ。 此れによりて衣食すると同時に之れを以て世に奉公す。世の中の爲めにならず、唯衣食のみを得するものは此 何も他を羨やむ必要なく、 れは申す事もなし。 非分の營をなすに至る。 法律は卽ち大淸律例の事也。 は勿論なれども、 士は仕へて祿あり、 訓子弟以禁非爲は世の父兄たるものに對する訓誡なり。天子は天下の主として、 心情理の中に存すれば身必ず法律の内に陷ひる事なかるべしといへり。 是れ本業を務めざるの致す所なり。 其志自ら定まるべきなり。 それによりて生活はすれども、 法律は帝王已を得ずして之れを用ふるものなれば、 第十條務本業以定民志。 天主教に關する一節は實際删去してゐるやうである。 己れ子弟の訓を忘れたりと唯其孝弟を責むるのは不 遂には其境遇より動かされて一念游移し、 本業とは各人の業務也。凡そ人として業務なきは 其れ計りでは可かぬ、 荷も本業は貴いものであり、 情に準じ理に度るに過ぎず。 平居法律の意義に通 必ず世の用い 何如となれば、 貴賤等差なきを 次に明 其次は講 天理人情は 即ち士 禮 徒らに 世の中 大概 萬民 讓以厚

の國柄で、法律は徒徳治を助くるもの位に考へて居たから、 縣が行政の傍、 條は一寸今日の我輩には耳遠きが、 之れを遺るといふ譯にて、 當時支那にては、 獨立したる裁判官もなければ又今日の辯護士の 餘り具備し居らないし、 必要なる個條たりし也。 裁判とても地方にありては 一體支那は前申す如く徳治 如きものもなく、 其代り 知府 主義

が に訟師といふもあつた。 せたり、又金持ちの家ででもあれば全く根も葉もなき事を造つて官に訴へ、 人が居れば其者をば却つて誣告を以て罸するけれども、或場合には其欺罔する所となりて善良な人民に非常なる禍を やる。 この訟師は裁判沙汰がなければ金(もう)けが出來ぬから、種々の企をなして、甲と乙との間に訴訟を起さ 此れは地方にては進學即ち秀才の資格ありて文筆の出來るもので、 迫によりて財を貪る。 而も心の善からざるもの 地方官に立派な

與ふる事あり、

故に之れを誠しむるなり。

あつた。 それを官に告けず、 が、又漢人の方で故らに之を隱匿するといふは不都合にて、 したものにて、此等は主の祿を受け特別恩あるにかかはらず、兵役を厭ひ遁出すといふは不忠不義にて國に例禁ある のにて世襲のものありて、 第十三條此れも淸朝當時の事を知らねば分らぬ。窩はかくまふ事なり。 卽ち淸朝には八旗兵(滿豪漢)といふものがあり、其れが京師を護衞する事になつて居、 此 れを駐防といふ 藏匿する事を言ふ。此れは一般の逃民を言ふやうであれども廣訓を見れば、 他の職業に易る事も出來ず、又本處を移易して他の地に行き一般漢人と雜居する事を嚴 (開封・山東青州・江南江寧・福建福州・浙江抗州)。 法律にては此れに連坐することになつて居るから、 逃は其居るべき處より遁出したるものにて 所で此等のものは昔我國の武士の如きも 又內地の要所に置 或る種類のものを斥 カン 此

のやうなものを使はねばならぬ。數多い胥役の內には悪いものが居て、 世話保護して吳れるもの及び其事業の爲めに出すものたる事を辨明し、それから、 して無名の費を需索したり、 第十四條完錢糧以省催科。 國家の經費を支拂ふものにて、 有司には奏銷の限あるを以て、 **錢糧は卽ち租稅の事にて、** 應納の數以上を言懸けて之れを取り、 國家の經費といふものは、 致方なく、其催促をなす、然るにその催促をなすには胥役といふ地方廳の小使 雍正の廣訓には租税は決して、天子一身の為に取るものでな 結局國家は人民の爲めにあるものにて、 其一部 年貢未納といふ弱點をつかまへて、 (缺文)人民の苦を觅る爲めからいつても 若し人民が其納税の義務を怠りた 人民は自分を 人民に

如き不心得なき様にといふなり。

早く納税を完ふしたがよいといふなり。

として存在して、空文に流れ易く、唯自分一身一家の事のみを考えて、隣家に盗賊ありても知らぬ顔をしてゐるが、 は十家を甲といひ、 察など整つた制度はない。つまり其處まで立入りて干渉せぬ、總べて彼等の自衞に任す。此に於いてか保甲あり。 第十五條聯保甲以弭盗賊。支那では國が廣く又前に申す如く德治を主とし、唯しはりと人民を治むるが目的にて警 十甲を保といふ。甲に長あり、保に正あり、 簿册を設立し、 交察互警せしむ。 此れは昔より制度

るから能く慎まねばならぬと言つて居る。 り起るとて、 もので、些細な事故により人と喧嘩口論をして、 十六條は己の一身は平素は父母を養ひ妻子を畜ふ義務ありて兵としては朝廷の御爲めにならねばならぬ誠に大切な 酒の害を詳述して居る。尤も此節の禁酒宣傳の如く一滴亦不可用とまでは言はざれども、 身命を失ふ如きは誠につまらぬ、 其原因を考ふれば、 多くは飲酒 かかる弊害あ

それは不可なり。

冝しく其團結を堅くして、盗賊の害を根絶すべしといふなり。

務を有して居るが、實は彼等自身には之れをなさず、寧監督の地位にあり。 府 府州縣であつて、 は其大體を申すときは、地方の大官督撫若くは學政が宣布の責任ある事は勿論であるが、直接人民に關係あるものは 卽ち今の言葉を以て言へば之れを宣傳が必要である。其點に於いては世祖以來非常に其方法に就いて苦心したが、 何時とはなし結合組合の意味に用られたが、 からあり。 れ は各地方卽ち外省到る所の鄕村に於いて、聖論聽問の會を作らしむ。此れを講約といふ。講といふ事は我國にも昔 知州知縣に直屬し、又一方よりは學政の監督を受く。地方にては今申す州縣の長官と教官とが之れを宣布するの任 以上は聖諭廣訓の大旨であるが、其目的は讀書人以上よりも其以下の民衆に之れを知り實行せしむるが目的である。 それは宗教の或團體にて最勝王講・法華八講等にて、 府州縣には教官といつて、府にては教授、 矢張佛寺参拜の目的の爲めにする醵金組合、 州には學正、縣にては教諭といふものがある。 佛寺の講は今日まで我國に現存せり。 然らば誰れが之れをやるかとい 神社佛寺の修覆営繕費を作 然るにそれが ふに、 此れは知

約の人名簿を作らせ、 別に司講といふものを立てた所もある。又或る地方官によりては、 講が 初めは講約中の某が、 て宜しといふ事になつて居るから、 外に直月三四人あり。 約には其長がある、 とあれども、 約所に集め聽講せしむべしといへり。 二年の禮部 方に於いて講約所を設け、 持つたる卽ち聽講を目的とする組合にて、大城市は勿論、 る爲めの融通組合をも講と稱し、 變つて來た。 强制的に設けられた。 の議准 尤清朝時代に於いて規定も變り、 康熙乾隆の時代、 支那にも神佛參拜の爲めの醵金組合の講もあるといふ事なるが、 によれば、 此れを約正と申す。重もに地方にて擧人貢生生員等の內より老成にて德望あるものを選び、 これは約副の如きものにて、 其内の人の毎日の行爲と十六條と對照し、其行が聖諭の條に合してをるか、 行が聖諭の某條に違ふて居たが、 聖諭廣訓を其地方語に飜譯して家ごとに喩し、戸ことに曉すべしといふ事を定め、 乾隆十一年禮部の議准、 陝甘二省には回民多く、 清朝の極盛時代にありては、 後には全く宗教とは關係なく賴母子講・無盡講などいふものがあり、 必ずしも之れと同一ならず。 勿論かかる事は規則になつて居れども、之れを厲行された時代と否らざる時代 又元來聖諭の宣布が目的である以上、 毎月代り番にて一日と十五日に衆を集めて講釋をなすといふ事に 四川茂州三十六寨は悉く番民の居住する所なるが、 其性桀驁の氣に富み、甚だ制御し難ければ、 宣講を聽くによりて改悔したかといふ事を記載 何如なる田舎にても多少人が集り住んである所には、 あの廣い邊僻の地まで行はれたようである。 例せば宣講するにも約正約副は唯事務をする丈に 其管内の郷約にては、 この講は我國に於ける最初 地方の狀況によりて造方を違 唯宣講するのみならず、 反してをるか、 嗣後漢民と共に講 寨中適當の 段段講 さて此 每月朔望 の意 又五十 又其 との 又 地

院試の三段階を受る事になつてゐるが、 出來ぬ。 それから、 それでこれを讀書人に知らするには何如なる事をなしたかといふに、童生が進學の試驗を受くるに縣試府! 此の聖論は勿論讀書人以下のものと對するのが目的ではあるが、 各試に各覆試といふものあり。 度試みて合格となりたるものを又念の為 讀書人とても此れを知らずに居る事 宣講のとき、

聖論を書いたる木牌の前にて其善を褒め、

惡を誠むることをした例もある。

が、古文で書いてあるから一般の兵民には分らぬ。それで白話俚語を以て平易に分る様に書いたものが澤山ある。今 錄取を許るさず。此れを默寫聖諭といふ。それから軍隊に對しても同樣で、各省將軍提督等は皆所屬部隊に命じて兵 に試験する事なるが、是時聖諭廣訓の一條を出して之れを試む。若十字以上の誤りある時は折角學科には合格しても 丁を集め、一般宣講と同じく朔望の宣講をなす事になつて居る。此宣講につきては、世宗の廣訓が基礎になつて居る

なるといふのは、かかる教化事業は目に見えぬものなり。それよりも租税の徴集が滯りなくゆくとか、 に弛む。殊にこの宣講もそうであつて、初の内はやつてもそれが直に有名無實になつてしまふ。それは何であるかと いふに聖諭の普及は地方官の責となり、普及の何如は其考課に關係するといふことになつて居るが、常に有名無實に 此の聖諭宣講の方法は誠に組織的になつてゐるが、清朝の他の法規と共に或る時代には勵行されても、それが直ち (以下缺文)

之を申すに(缺文)……